

仕様書：（単価契約）公園横断側溝等浚渫作業（西京土木みどり事務所）

京都市建設局西京土木みどり事務所  
（担当：安達、吉村 電話：075-392-9260）

1 業務名

（単価契約）公園横断側溝等浚渫作業（西京土木みどり事務所）

2 業務の目的

公園内の横断側溝、側溝、集水桝及び管渠（以下、「公園横断側溝等」という。）に土砂等が堆積し、排水不良となっているため、側溝清掃車等を用いて清掃することにより、排水機能を回復するものである。

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

西京土木みどり事務所所管の都市公園

5 業務内容

- （1）公園横断側溝等に堆積している土砂等（以下「汚泥」という。）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、側溝清掃車等により収集し、本市の指定する受入場所まで、許可された車両で適正に運搬するものである。
- （2）本業務における収集運搬により排出される汚泥の予定数量は、**10m<sup>3</sup>**とする。ただし、予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら保障しない。
- （3）受注者は、廃掃法等の関係法令を遵守し、収集運搬により発生する汚泥を、次表に示す施設に適正に運搬すること。

建設副産物	受入場所	備考
汚泥 (※1)	廃掃法第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町	・契約運搬距離 L=12.6km ・受注者は、受入場所への搬出のみを行い、処分は行わない。

(※1) 収集運搬において収集する汚泥。受入場所の詳細については、契約後、本市担当者から別途指示する。受託人は、本市担当者が指示する受入場所に搬出することとし、受入場所の変更は認めない。

- 2 汚泥の性状に変更があった場合には、その内容及び程度を、書面をもって速やかに報告すること。

## 6 支払条件

支払いは1箇月ごとに実施明細書を作成のうえ、完了報告書、請求書及び作業写真（各公園毎、着手前・作業時・完了時）を西京土木みどり事務所に提出するものとする。業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

## 7 見積書

見積書は（別紙2）を使用すること。

## 8 特記事項

- (1) 本業務の受注者は、業務内容で定義する業務の全部又は一部を第三者に、下請けまたは委託してはならない。
- (2) 受注者は、廃掃法第14条第1項に規定する許可（ただし、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「収集運搬の許可証」という。）に記載されている「事業の範囲」に「汚泥」が含まれていなければならない。）を、本市または京都府から受けている必要があるが、その確認のために、契約に先立って、収集運搬の許可証の写し及び（別紙1）「受注者記入欄」を記入したものを本市担当者に提出すること。
- (3) 本業務において、汚泥が適切に収集運搬されていることを証明するため、本市担当課が交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）に、必要事項を記入・押印したうえで、本市が指定する処分業者へ回付すること。また、排出事業者へ返却しなければならないもの（マニフェストB2票）については、本市担当者へ提出すること。
- (4) 本業務契約を解除した場合、収集運搬の完了していない汚泥については、本市担当者と協議の上、誠意ある対応を行うこと。
- (5) 本業務に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- (6) 汚泥は、適切に収集運搬しなければならない。また、その際、道路等を汚損した場合は、洗浄等の必要な処置をとらなければならない。
- (7) 業務中の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- (8) 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

## 受注者記入欄

受注者の産業廃棄物の収集運搬に関する項目について、下記の欄に記入すること。  
ただし、許可証のとおりであれば、「許可証のとおり」の欄に■の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
当該契約にかかる産業廃棄物の積替え又は保管	<input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行う <input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行わない
積替え又は保管を行う場合、積替え又は保管場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限	

※ 受注者は、この事業の範囲を証するものとして、収集運搬の許可証の写しを発注者に提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。